



金 沢 市 公 報

第 2 7 1 7 号

平成24年(2012年)2月13日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目次	ページ
告 示	
自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1
自転車等を撤去し、保管したことについて (")	2
公 告	
金沢農業振興地域整備計画の変更について (農業総務課)	3
金沢市における市民参画によるまちづくりの 推進に関する条例の規定によるまちづくりに 関する協定の変更について (都市計画課)	3

土地区画整理組合の事業計画の変更認可の申 請に係る当該変更事業計画の縦覧について (市街地再生課)	6
開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	6
選挙管理委員会告示	
金沢市農業委員会委員選挙人名簿の縦覧の場 所について (選挙管理委員会)	6
公営企業告示	
金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位 料金の算定について (経営企画課)	7
金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく 調整単位料金の算定について (")	7

告 示

●金沢市告示第19号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり告示します。

平成24年2月13日

金 沢 市 長 山 野 之 義

- 保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称
 - 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
 - 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場
 - 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
 - 金沢市営森本駅西自転車駐車場
 - 金沢市営野町駅前自転車駐車場
 - 金沢市営みどり1丁目バス停前自転車駐車場
 - 金沢市営金石バス停前自転車駐車場
 - 金沢市営十間町自転車駐車場
 - 金沢市営香林坊自転車駐車場
 - 金沢市営柿木畠自転車駐車場
 - 金沢市営片町広場自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅第4自転車駐車場

金沢市営武蔵自転車駐車場

金沢市営兼六園下暫定自転車駐車場

2 保管した自転車等の台数

自転車 141台

原動機付自転車 3台

3 自転車等を移動し、保管した日

平成24年1月1日から同月31日まで

4 保管した自転車等の返還を申し出る場所

金沢市広坂1丁目9番16号

財団法人金沢まちづくり財団

5 保管した自転車等を返還する日時及び場所

日時 平成24年2月13日から同年5月12日まで

午前10時から午後7時まで

場所 金沢市問屋町2丁目95番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第20号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年2月13日

金沢市長 山 野 之 義

1 自転車等を撤去した場所及び撤去し、保管した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	保 管 し た 自 転 車 等 の 台 数	
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	11台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	4台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	3台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	3台
片町1丁目地内	自 転 車	1台
上安原町地内	自 転 車	1台
荒屋町地内	自 転 車	1台
小坂町地内	自 転 車	6台
田上町地内	自 転 車	2台
森山1丁目地内	自 転 車	1台
八田町地内	自 転 車	1台
芳斉1丁目地内	自 転 車	1台
西金沢2丁目地内	自 転 車	2台
高尾南3丁目地内	自 転 車	2台
問屋町1丁目地内	自 転 車	1台
本町2丁目地内	自 転 車	2台
菊川1丁目地内	自 転 車	1台
南町地内	自 転 車	1台
笠舞本町2丁目地内	自 転 車	1台

2 自転車等を撤去し、保管した日

平成24年1月1日から同月31日まで

3 保管した自転車等を返還する期間及び場所

(1) 期間

平成24年2月13日から同年8月12日まで

(2) 場所

金沢市問屋町2丁目95番地

金沢市自転車等保管庫

公 告

金沢農業振興地域整備計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち、農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、本市にこれを申し出ることができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案について意見のある本市の住民は、本市に対して意見書を提出することができます。提出された意見書については、その要旨及び処理結果を公告します。

平成24年2月13日

金沢市長 山 野 之 義

1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成24年2月13日から同年3月14日まで

(2) 場所

金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市産業局農林部農業総務課

2 農用地利用計画の変更案に対する異議の申出先、申出方法及び申出期間

(1) 申出先

金沢市産業局農林部農業総務課

(2) 申出方法

書面により持参又は郵送

(3) 申出期間

平成24年3月15日から起算して15日以内

(郵送による場合における郵送に要した日数は、申出期間に算入しない。)

3 意見書の提出先、提出方法及び提出期間

(1) 提出先

金沢市産業局農林部農業総務課

(2) 提出方法

持参又は郵送

(3) 提出期間

平成24年2月13日から同年3月14日まで

(郵送による場合は、提出期間に提出先まで到着すること。)

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例（平成12年条例第11号）第11条第1項の規定によるまちづくりに関する協定（以下「協定」という。）を変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成24年2月13日

金沢市長 山 野 之 義

1 協定を締結した相手方

問屋町地区住民等

2 協定を変更した年月日

平成24年2月2日

- 3 協定番号
12
- 4 協定の名称
問屋町地区まちづくり協定
- 5 協定地区の区域
別図(まちづくり協定区域図)のとおり
- 6 まちづくりに係るまちづくり計画の内容

変更した事項	変 更 前	変 更 後
まちづくり計画の対象となる区域	問屋町1丁目、問屋町2丁目及び問屋町3丁目	問屋町1丁目及び問屋町2丁目並びに問屋町3丁目の一部
まちづくり計画の対象となる区域の面積	約30.0ha	約29.8ha

問屋町地区まちづくり協定区域図



次の土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る申請があったので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、当該変更事業計画を公衆の縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

なお、利害関係者は、縦覧に供された変更事業計画について意見がある場合においては、平成24年2月13日から同年3月12日までに、金沢市長に意見書を提出することができます。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りではありません。

平成24年2月13日

金沢市長 山 野 之 義

土地区画整理組合の名称	縦覧期間	縦覧場所	縦覧時間
金沢市三池高柳土地区画整理組合	平成24年2月13日から 同月27日まで	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市都市整備局市街地再生課	午前9時から 午後5時45分まで

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成24年2月13日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類 位置及び区域
金沢市諸江町下丁112番3から112番8まで	金沢市近岡町378番地1 有限会社彩喜不動産 代表取締役 西本 外喜雄	道路 金沢市諸江町下丁112番8
金沢市法光寺町66番1から66番6まで及び275番の一部	金沢市米泉町8丁目68番地 J - R E C 株式会社 代表取締役 埴田 泰男	道路 金沢市法光寺町66番6及び275番の一部
金沢市利屋町へ2番1	茨城県石岡市旭台3丁目2番6号 高畠 悟	
金沢市蓮花町イ207番2	金沢市窪2丁目153番地1 田中 孝二郎 金沢市蓮花町イ121番地 田中 加奈子	

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第7号

平成24年1月1日現在で調製した金沢市農業委員会委員選挙人名簿の農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定による縦覧の場所を次のとおり定めたので、農業委員会等に関する法律第11条において準用する公職選挙法第23条第2項の規定により告示します。

平成24年2月13日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市選挙管理委員会

備 考 縦覧日時は、平成24年2月23日から同年3月8日までの間、
毎日午前8時30分から午後5時まで

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第4号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年2月13日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

1 平成23年10月1日から同年12月31日までの原料の平均価格等

- (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 66,720円
- (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 62,760円
- (3) 1トン当たり平均原料価格 66,810円

2 原料価格変動額 3,000円

算式 66,810円（1トン当たり平均原料価格）- 63,730円（1トン当たり基準平均原料価格）= 3,000円（100円未満切捨て）

3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 + 3,000円（原料価格変動額） / 100円 × 0.082円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に2.46円を加算した額になります（小数点第3位以下切捨て）。

4 平成24年3月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が10立方メートルまでの場合)	620円	229円21銭
B表 (1箇月の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合)	640円	227円21銭
C表 (1箇月の使用量が20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合)	890円	214円71銭
D表 (1箇月の使用量が60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合)	1,000円	212円88銭
E表 (1箇月の使用量が130立方メートルを超える場合)	1,650円	207円88銭

●金沢市公営企業告示第5号

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年2月13日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

1 金沢湖陽住宅団地供給地点群

(1) 平成23年10月1日から同年12月31日までの平均原料価格

1トン当たり 62,760円

(2) 原料価格変動額 25,200円

算式 88,000円（1トン当たり基準平均原料価格）- 62,760円（1トン当たり平均原料価格）= 25,200円（100円未満切捨て）

(3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 25,200円（原料価格変動額） / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から51.41円を減算した額になります（小数点第3位以下

切上げ)。

- (4) 平成24年3月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	369円89銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	360円79銭

2 瑞樹団地供給地点群

- (1) 平成23年10月1日から同年12月31日までの平均原料価格
1トン当たり 62,760円
- (2) 原料価格変動額 25,200円
算式 88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) - 62,760円(1トン当たり平均原料価格) = 25,200円(100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 - 25,200円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から51.41円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。
- (4) 平成24年3月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	369円97銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	360円87銭

3 南森本供給地点群

- (1) 平成23年10月1日から同年12月31日までの平均原料価格
1トン当たり 62,760円
- (2) 原料価格変動額 25,200円
算式 88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) - 62,760円(1トン当たり平均原料価格) = 25,200円(100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 - 25,200円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から51.41円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。
- (4) 平成24年3月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	348円74銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	339円64銭

4 大浦・東蚊爪供給地点群

- (1) 平成23年10月1日から同年12月31日までの平均原料価格

1トン当たり 62,760円

- (2) 原料価格変動額 25,200円

算式 88,000円 (1トン当たり基準平均原料価格) - 62,760円 (1トン当たり平均原料価格) = 25,200円 (100円未満切捨て)

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 25,200円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から51.41円を減算した額になります (小数点第3位以下切上げ)。

- (4) 平成24年3月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	392円35銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	383円25銭

平成24年(2012年)2月13日	印刷	発行人	金 沢 市
平成24年(2012年)2月13日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価	120円	印刷所	(株) 共 栄
		石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	